

環境保全型農業直接支援制度

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取り組みとセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動（緑肥作付、堆肥施用、有機農業など）に取り組む場合に、交付金による直接支援を行う制度です。

この制度では、エコファーマー認定を受けた農業者2人以上のグループでの申請が基本となります。自ら団体を設立し、活動計画作成、交付金の収入・支出など事務を行う必要があります。



融資主体補助型経営体育成支援事業

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む）が融資等を受け農業用機械などを導入する際、交付金による支援を行う事業です。

経営上の成果目標を設定し、目標達成まで毎年の進捗管理と報告を行う必要があります。

交付金額：融資残額（ただし事業費の3/10を上限）



札幌市農業基盤整備事業

国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象として、札幌の農業生産振興に寄与する農業者等に、予算の範囲内で以下の事業区分で助成をしています。

- 土地基盤整備事業……………農道・用排水施設等の新設・改良、農地造成、災害防止など
- 地区活性化推進事業……………研修会の開催、加工施設の整備、地区活性化計画策定経費など
- 地場生産型施設整備事業……………雨よけハウス及び付帯施設の導入、予冷庫の導入など
- 環境保全型機械施設整備事業…堆肥切り返し用機械及び散布機械、剪定枝粉碎機の導入など
- 有害鳥獣対策事業……………農作物被害対策用電気柵の導入など
- その他市長が適当と認めた事業

※上記の3つの制度とも、採択される対象事業内容や、区域、補助率などに違いがあります。
詳細は下記まで問い合わせ願います。

問い合わせ先

札幌市農政部農業支援センター

Tel.011-787-2220